

電力供給に係る仕様書

(京都市中央卸売市場第一市場－特別高圧A－)

京都市中央卸売市場第一市場
(担当：増田、高田 電話：3 1 1－6 2 5 1)

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市中央卸売市場第一市場に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である、京都市中央卸売市場第一市場をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との間の電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送配電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省中部近畿産業保安監督部長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市中央卸売市場第一市場に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市中央卸売市場第一市場管理課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 対象建物 | <u>京都市中央卸売市場第一市場（特高棟）</u> |
| (2) 需要場所 | <u>京都市下京区朱雀分木町80番地</u> |
| (3) 業種及び用途 | <u>中央卸売市場（特別高圧A）</u> |
| (4) 電気主任技術者 | <u>京都市中央卸売市場第一市場職員</u> |

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備契約受電設備等

ア 電気方式	<u>交流3相3線式</u>
イ 標準電圧	<u>20,000V</u>
ウ 計量電圧	<u>20,000V</u>
エ 標準周波数	<u>60Hz</u>
オ 受電方式	<u>2回線受電(本線、予備線)</u>
カ 設備容量	<u>13,150kVA</u>
キ 発電設備	

(ア) 非常用発電設備

・水産棟発電機室	ディーゼル機関発電機	3φ3w	6600V	625kVA
・特高棟	ディーゼル機関発電機	3φ3w	200V	75kVA
・青果1号棟	ディーゼル機関発電機	3φ3w	200V	125kVA
・青果3号棟	ディーゼル機関発電機	3φ3w	200V	200kVA
・中央スロープ棟	ディーゼル機関発電機	3φ3w	200V	150kVA

(イ) 太陽光発電設備

・水産棟	10kW×10台	100kW
・水産加工センター	5.5kW×4台	22kW

(ウ) コージェネレーション発電設備

・水産棟	35kW×6	210kW
------	--------	-------

ケ アンシラリーサービス料金対象容量	210kW
--------------------	-------

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

(ア) 契約電力(常時電力)	<u>4,000kWh</u>
----------------	-----------------

(イ) 契約電力(予備電力)	<u>4,000kWh</u>
----------------	-----------------

■ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。

□ 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量	<u>14,722,200kWh</u>
-----------	----------------------

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの使用量見込み

(令和7年4月計量日から令和8年4月計量日の前日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

(ア) 各月の電力使用実績(最大需要電力、使用電力量)	<u>別紙-1のとおり</u>
-----------------------------	-----------------

(イ) 下記・冬季の開場及び休場ロードカーブ	<u>別紙-2のとおり</u>
------------------------	-----------------

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日24時まで

(令和7年4月計量日から令和8年4月計量日の前日まで)

- (4) 需給地点 別添資料-1のとおり
需要場所における特別高圧受電室内の関西電力㈱の20kV地中引込線立上り電纜
終端箱(常時線・予備線とも)とする。
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じとする。ただし取引用計量装置は、関西電力送配電(株)の所有と
する。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。
- (7) 計量日及び計量
ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。
イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。
ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。
エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及
び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。
- (8) 電気料金の算定期間
電気の使用に対する代金(以下「電気料金」という。)の算定期間は、前月の計量
日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意
の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前
の計量日から契約期間の期末までの期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ
定めることとする。

3 一般事項

- (1) 注記事項
ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と
協議する。
イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その
承諾を得る。
エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該
関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、
そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。
- (2) 連絡体制
供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、
監督員に提出すること。
ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
ウ 協議窓口の所在地
- (3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。

なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。

イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。

なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。

イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。

なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

ウ 各月の計量日より7日間以内に前月分の30分電力量の値をまとめたExcelシートを電子メールにて監督員に送付すること。

ただし、供給者のホームページ上で同様のデータをダウンロードできる場合は不要とする。

4 その他

(1) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(2) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(3) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置(計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。)の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(4) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(5) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(6) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 施設の特徴

ア この施設の特徴として開場日は深夜から作業が始まるため、電力の最大使用時刻は8時から10時頃になっている。

イ 市場の休場日は原則として日曜日と祝日及び水曜日。

(2) 使用電力量の増減予定

令和8年度3月末に仮設キュービクル(600kVA)を廃止する。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、2月11日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。(託送者区分開閉器の開閉を伴う作業)

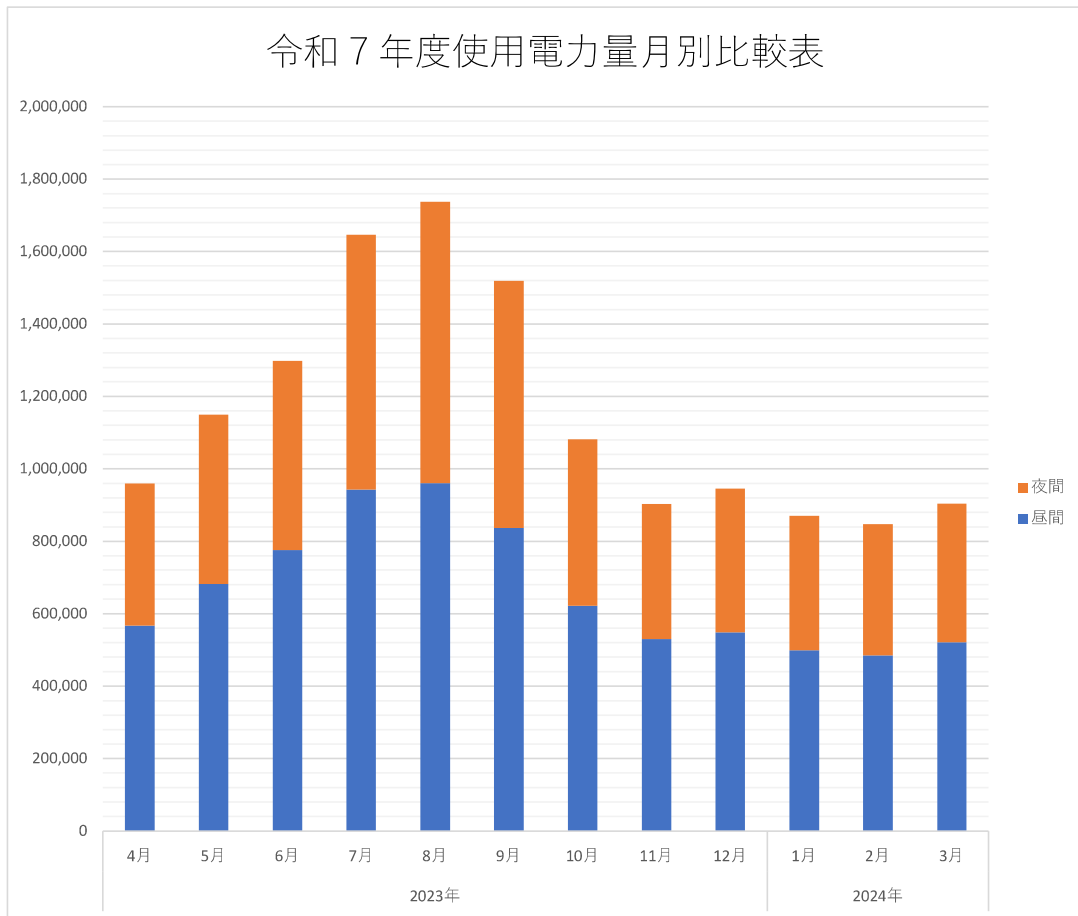
令和7年度予定使用電力量

別紙1

昼間 = 毎日午前8時から午後10時までの時間。
 夜間 = 毎日午前0時から午前8時まで、午後10時から午後12時までの時間。
 休日 = 京都市中央卸売市場第一市場における休場日の電力使用量とする。
 (電力量の単位はkwh)

月	常時 契約電力 (kW)	予備線 契約電力 (kW)	力率 (%)	昼間電力量 ①	夜間電力量 ②	休日電力量 (イ)	使用電力量 計 ③=①+②	昼間電力 使用率 ①/③	夜間電力 使用率 ②/③	休日電力 使用率 (イ)/③
4月	4,000	4,000	100	567,138	392,113	270,756	959,251	59%	41%	28%
5月	4,000	4,000	100	681,906	467,531	315,610	1,149,437	59%	41%	27%
6月	4,000	4,000	100	775,777	523,124	287,762	1,298,901	60%	40%	22%
7月	4,000	4,000	100	947,872	707,806	415,048	1,655,678	57%	43%	25%
8月	4,000	4,000	100	992,577	801,877	439,441	1,794,454	55%	45%	24%
9月	4,000	4,000	100	848,961	691,290	345,444	1,540,251	55%	45%	22%
10月	4,000	4,000	100	791,143	585,580	331,890	1,376,723	57%	43%	24%
11月	4,000	4,000	100	619,740	436,064	255,517	1,055,804	59%	41%	24%
12月	4,000	4,000	100	621,281	448,465	215,799	1,069,746	58%	42%	20%
1月	4,000	4,000	100	570,737	424,072	304,132	994,809	57%	43%	31%
2月	4,000	4,000	100	484,323	363,107	152,034	847,430	57%	43%	18%
3月	4,000	4,000	100	564,376	415,357	223,476	979,733	58%	42%	23%
合計										

※ 上記電力量昼間・夜間データは、季節別時間帯別料金体系における昼間・夜間の定義とは異なるものである。

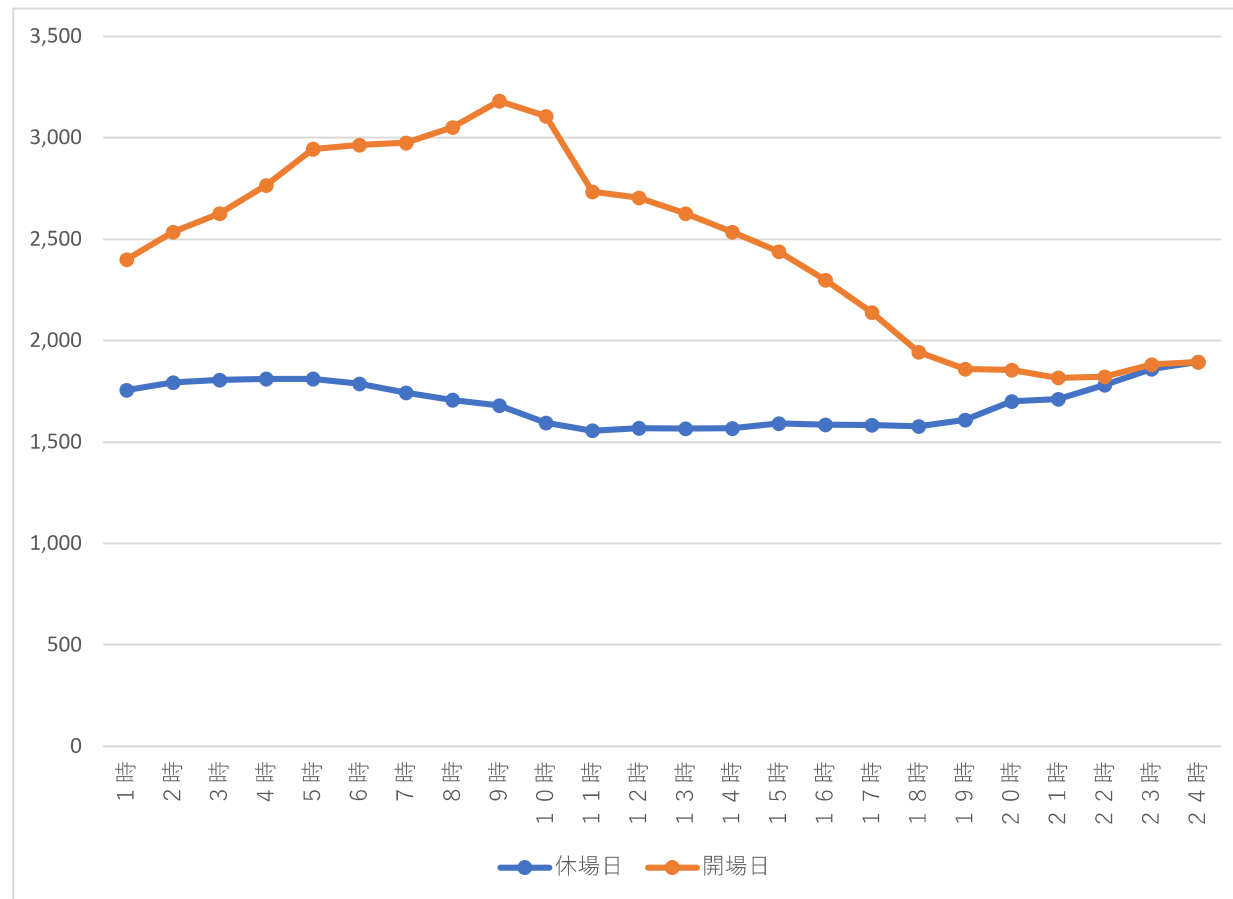


令和5年度夏期最大電力（開場日）と夏期休場日のロードカーブ
 （電力量は1時間平均値）

（開場・休場日）

京都市中央卸売市場第一市場

時間	休場日	開場日
1時	1,755	2,400
2時	1,794	2,535
3時	1,805	2,626
4時	1,812	2,765
5時	1,811	2,944
6時	1,788	2,964
7時	1,744	2,975
8時	1,707	3,052
9時	1,680	3,181
10時	1,594	3,106
11時	1,556	2,733
12時	1,569	2,705
13時	1,566	2,626
14時	1,567	2,535
15時	1,592	2,439
16時	1,586	2,299
17時	1,583	2,139
18時	1,577	1,943
19時	1,609	1,860
20時	1,700	1,856
21時	1,712	1,817
22時	1,781	1,822
23時	1,860	1,883
24時	1,895	1,894
計	40,643	59,099
最大値	1,895	3,181
最小値	1,556	1,817
平均値	1,693	2,462



令和5年度冬期最大電力（開場日）と冬期休場日のロードカーブ （電力量は1時間平均値）

(開場・休場日)

京都市中央卸売市場第一市場

時間	休場日	開場日
1時	973	1,111
2時	1,000	1,178
3時	1,008	1,251
4時	1,027	1,372
5時	1,036	1,513
6時	1,037	1,575
7時	1,047	1,636
8時	998	1,681
9時	934	1,715
10時	893	1,705
11時	867	1,612
12時	858	1,549
13時	838	1,487
14時	829	1,404
15時	827	1,335
16時	832	1,273
17時	853	1,203
18時	917	1,148
19時	948	1,110
20時	950	1,059
21時	968	1,032
22時	981	1,012
23時	989	1,009
24時	1,026	1,028
計	22,636	31,998
最大値	1,047	1,715
最小値	827	1,009
平均値	943	1,333

